

市立保育所の民間移管について

1 趣旨

多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、施設整備を通じた保育環境の改善等を図るため、平成 26 年 4 月 1 日に、市立保育所 2 園を民間移管します。

これに伴い、横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を改正し、次の 2 園を条例の別表第 1 から除きます。

（民間移管する 2 園）

横浜市生麦保育園（鶴見区）

横浜市高田保育園（港北区）

2 移管方法

土地（市有地） 無償貸付

建物 資産評価額に応じて有償譲渡

移管先 認可保育所の運営実績のある社会福祉法人

3 移管後の保育内容

移管する園ではこれまでの保育内容に加え、次の保育サービスを実施します。

（1）保育時間の延長

（2）3 歳児以上への主食（米飯等）の提供

（3）土曜日の給食の提供

（4）一時保育

※高田保育園では（2）を、また、生麦保育園では（4）を、既に実施しており、これらのサービスは継続します。

4 保護者への説明

平成 23 年 10 月の公表後、当該保育所 2 園の保護者に対して説明会や法人選考委員によるヒアリングを実施するとともに、既に移管した園の見学会等を実施しました。

5 法人選考

平成 24 年 6 月に移管先法人を募集し、応募のあった 22 法人について学識経験者、福祉関係者等からなる法人選考委員会が、書類審査、法人が運営する保育園の現地調査、理事長、施設長予定者の面接等を通じて選考を行いました。その後、法人選考委員会の報告を受け、本市として移管先法人を決定しました。

横浜市生麦保育園（鶴見区）

「社会福祉法人 尚徳福祉会」

横浜市高田保育園（港北区）

「社会福祉法人 平成会」

6 今後の予定

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

引継ぎ・共同保育、三者協議会の実施

平成 26 年 4 月

移管先法人による運営開始

平成26年度市立保育所民間移管 移管先法人概要

● 生麦保育園(鶴見区)

移管先法人名	社会福祉法人 <small>しょうとくふくしかい</small> 尚徳福祉会
法人所在地	鳥取県米子市榎原1889番地6
法人成立年月日	平成8年8月16日
法人理事長名	<small>たにもと</small> 谷本 <small>かなめ</small> 要
法人運営保育園	保育園ベアーズ(鳥取県米子市)、 <small>ひの</small> 日野保育園(横浜市港南区)、 <small>さかいぎ</small> 境木保育園(横浜市保土ヶ谷区)、 <small>さかど</small> 坂戸保育園(川崎市高津区)、 <small>すえなが</small> 末長こぐま保育園(川崎市高津区)、 <small>たかのだい</small> 高野台保育園(東京都練馬区)

● 高田保育園(港北区)

移管先法人名	社会福祉法人 <small>へいせいかい</small> 平成会
法人所在地	横浜市港北区新吉田東六丁目17番地3
法人成立年月日	平成10年12月10日
法人理事長名	<small>ながせ</small> 長瀬 <small>しげひさ</small> 重久
法人運営保育園	しんよしだ保育園(横浜市港北区)